

ちば食べきりエコスタイルにご協力を！

「ちば食べエコ」協力店では

「ちば食べエコ」協力事業者として登録されたお店では、食べ残しを減らすいろいろな取組を行っています。

取組の例

- 小盛りやハーフサイズメニューの設定
- 希望する人への持ち帰りの対応

協力店はホームページで紹介しています。

ちば食べエコ 検索

ちば食べエコ協力店

私たちは、千葉県と一緒に食べきりをすすめています。

「食べきり」をすすめています！

ちば食べエコキャラクター：ノコサヌ

食品ごみの中には、まだ食べられるにも関わらず捨てられている「食品ロス」がたくさん含まれています。「ちば食べきりエコスタイル」では、食品ごみを減らすさまざまな取組を進めています。

千葉県環境生活部資源循環推進課
〒260-8667 千葉県中央区市場町1-1
電話043-223-2760 FAX.043-221-3970

ちば食べエコ協力店

私たちは、千葉県と一緒に食べきりをすすめています。

ちば食べエコ

市川市は、事業者のみなさんや千葉県とともに「食品ロスの削減」に取り組んでいきます。

外食 をするときには…

- ☑メニューに小盛りやハーフサイズがあれば利用しましょう。
- ☑ちょうどいい量の料理を注文しましょう。

買い物 のときは…

- ☑家にある食材を確認して買すぎないようにしましょう。
- ☑「バラ売り」や「少量パック」などを上手に利用しましょう。

パーティー のときは…

- ☑パーティーのスタイルに合わせて、残さず食べられる量を注文しましょう。
- ☑会話と料理をゆっくり楽しみましょう。

ちば食べきりエコスタイルとは…?

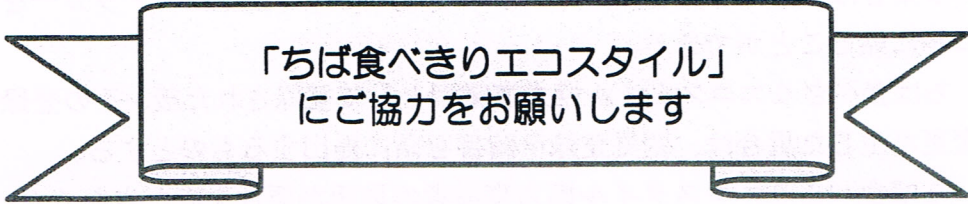
「ちば食べきりエコスタイル」(略して「ちば食べエコ」)とは、食べ物がごみになる量をできるだけ減らしていくための運動です。

エコスタイルクッキング を始めましょう!!

- ☑食材は計画的に使いきるようにしましょう。
- ☑食材は切り方や調理方法を工夫してなるべく無駄を出さないようにしましょう。

「ちば食べエコ」にご協力をお願いします。

詳しくはホームページをごらんください ちば食べエコ 検索



「ちば食べきりエコスタイル」
にご協力をお願いします

日本国内における年間の食品廃棄量は、食料消費全体の3割にあたる約2,800万トンとなり、そのうち、食べ残しや使い切れずに廃棄してしまうなど、本来であれば食べられていたはずの、いわゆる「食品ロス」は約632万トン(農林水産省平成25年度)と推計されています。

千葉県では、家庭や飲食店等から排出される、食べ残しなどの食品廃棄物を削減するために食べ残しを減らす取組「ちば食べきりエコスタイル」を推進しており、この取組を実践する事業者を「ちば食べきりエコスタイル協力事業者」として登録させていただき、広く県民へ周知しております。

本市でも、市公式ウェブサイトでの情報提供を行うとともに、県と協力連携し、食品ロス削減を推進してまいりますので、是非、ご登録をご検討ください。

1. 「ちば食べきりエコスタイル」協力事業者ご登録要件

つぎのいずれかに該当する千葉県内の飲食店、食料品を扱う小売店等

- (1)小盛り、ハーフサイズの設定など、利用者の要望に沿った量での提供
- (2)食べ残した料理について、利用者から持ち帰りの要望があった場合の状況に応じた対応
- (3)宴会等における食べきりの呼びかけなどの実施
- (4)ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- (5)食料品の量り売り、ばら売りなどの実施
- (6)利用者に対する食べきりの促進に関する情報提供
- (7)その他、食べきりの促進へつながる取組として県が認めるもの

2. ご登録手続等

所定の登録申請書をご提出いただきます。

3. ご登録の期間

ご登録日から平成31年3月末日までになります。

4. お問い合わせ先・申請書ご提出先

市川市清掃部循環型社会推進課

〒272-0033 市川市市川南2丁目9-12 市川南仮設庁舎

Tel.: 047-712-6317 Fax.: 047-712-6320

- (2) 事業者は、登録手続き完了後、県から送付される登録証ステッカーを店舗入り口等に貼ることができる。
- (3) ちば食べきりエコスタイル協力事業者として登録された後、その登録内容等に変更が生じた場合は、変更登録申請書を県に提出するものとする。
- (4) ちば食べきりエコスタイル協力事業者の取組が要件を満たさなくなった場合、及び施設を廃止するなどの理由で登録を取りやめる場合は、次に掲げる事項を記載し、県に届け出るものとする。
 - ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 問い合わせ先（所属部署の名称、電話番号等）
 - ウ 取りやめる理由

5 登録期間等

- (1) 登録期間は、登録の日から平成31年3月末日までとする。
- (2) ちば食べきりエコスタイル協力事業者として登録された後に、当該登録内容が事実と相違することが判明した場合、又は当該協力事業者又は関係者に公序良俗に反する活動に従事し、若しくは当該活動を行う団体に所属する者が含まれていた場合、県は当該登録を抹消することができる。なお、登録を抹消された協力事業者は、速やかにステッカー等の掲示を取り止めるものとする。

6 実施結果の報告

県は必要に応じ、協力事業者の各店舗における取組状況等について調査を行い、協力事業者は、県の行う調査に協力するものとする。

7 県の役割

県は、ちば食べきりエコスタイル協力事業者の情報について、県のホームページなど、様々な媒体を通じて広く県民に情報を提供するなど、ちば食べきりエコスタイル協力事業者の取組が円滑に実施されるよう努める。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

参考様式

「ちば食べきりエコスタイル」登録申請書

ちば食べきりエコスタイル登録制度実施要領に基づき、登録を申請します。

申請日； 平成 年 月 日

区分（該当するものに○印をお願いします。）

区分	新規 ・ 変更	※変更申請の場合は、変更の新旧がわかるように記入をお願いします。
----	---------	----------------------------------

ア 基本情報（氏名、住所及び問い合わせ先等）

店舗の区分(○をつけてください)	飲食店	小売店	その他（ ）
氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)			
住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)			
その他 (URL 等)			
担当者名			
連絡先	所属	Eメールアドレス	
	電話	FAX	

イ ちば食べきりエコスタイル登録制度へ参加する店舗の名称及び所在地

店舗名	所在地

※行が不足する場合は、別紙に御記入ください。

ウ 取組内容及び登録要件（該当する取組に○をつけてください。）

取組内容	登録要件
小盛り・ハーフサイズの設定、量の調整など	要領3 (1)
持ち帰り希望者への対応	要領3 (2)
宴会時など利用者に対する呼びかけ・声かけ	要領3 (3)
ポスターなどの掲示等による食べ残しの削減に向けた啓発活動	要領3 (4)
食料品の量り売りやばら売りの実施	要領3 (5)
利用者に対する食べきりの促進に関する情報提供	要領3 (6)
その他（具体的に御記入ください。） 〔 〕	要領3 (7)

参考様式

「ちば食べきりエコスタイル」登録申請書 [記入例]

ちば食べきりエコスタイル登録制度実施要領に基づき、登録を申請します。

申請日； 平成〇〇年〇月〇日

区分（該当するものに〇印をお願いします。）

区分	<input checked="" type="radio"/> 新規	<input type="radio"/> 変更	※変更申請の場合は、変更の新旧がわかるように記入をお願いします。
----	-------------------------------------	--------------------------	----------------------------------

ア 基本情報（氏名、住所及び問い合わせ先等）

店舗の区分（〇をつけてください）	<input checked="" type="radio"/> 飲食店	<input type="radio"/> 小売店	<input type="radio"/> その他（ ）
氏名 （法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 千葉 太郎		
住所 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇		
その他（URL等）	http://www.〇〇〇		
担当者名	鈴木 二郎		
連絡先	所属	総務課	Eメールアドレス
	電話	〇〇〇-.....	FAX
			〇〇〇@

イ ちば食べきりエコスタイル登録制度へ参加する店舗の名称及び所在地

店舗名	所在地
千葉店	千葉市中央区.....
〇〇店	〇〇市.....
□□店	□□市.....

※行が不足する場合は、別紙に御記入ください。

ウ 取組内容及び登録要件（該当する取組に〇をつけてください。）

	取組内容	登録要件
<input type="radio"/>	小盛り・ハーフサイズの設定、量の調整など	要領3（1）
	持ち帰り希望者への対応	要領3（2）
	宴会時など利用者に対する呼びかけ・声かけ	要領3（3）
<input type="radio"/>	ポスターなどの掲示等による食べ残しの削減に向けた啓発活動	要領3（4）
	食料品の量り売りやばら売りの実施	要領3（5）
	利用者に対する食べきりの促進に関する情報提供	要領3（6）
	その他（具体的に御記入ください。） 〔 〕	要領3（7）

ちば食べきりエコスタイルについて

1. ちば食べきりエコスタイルとは

「ちば食べきりエコスタイル」は、「第9次千葉県廃棄物処理計画」の展開する施策の中で「3Rの推進」の取組「ちばエコスタイル」のひとつとして行われている。

家庭や外出時において、食べ残しがごみとなって捨てられる無駄をなくすため、飲食店等の協力を得ながら食べきりを推進するとともに、市町村等と連携し、食品等の廃棄を減らすための普及啓発として運動を展開している。

2. 取組内容

・ 外出・宴会時における取組

小盛り・ハーフサイズの利用、量についての声かけ

持ち帰りの相談

適量の注文

参加者への食べきりへの協力の声かけ

食べるための時間の設定

テーブル間での料理の配分

・ 家庭における取組

計画的な食材の購入

ばら売り、量り売り等の利用

食材の有効利用（過剰除去防止）

食材の適切な保管保存

・ ちば食べきりエコスタイル登録制度

食べ残しなどの食品廃棄物を削減するために、食べ残しを減らす取組を推進、実践する県内で営業する飲食店、食料品を扱う小売店等を登録し、広く県民へ周知することにより、食べきりの推進に向けた意識啓発を図っている。

ちば食べきりエコスタイル登録制度実施要領

千葉県環境生活部循環型社会推進課

1 目的

家庭や飲食店等から排出される、食べ残しなどの食品廃棄物を削減するために、食べ残しを減らす取組を推進する。この取組を実践する事業者を、ちば食べきりエコスタイル協力事業者として登録するとともに、広く県民等へ周知することにより、食べきりの推進に向けた意識啓発を図る。

2 対象事業者

千葉県内で営業する飲食店、食料品を扱う小売店等（以下、「事業者」という。）とする。

3 登録の要件

県は、取組内容が次に定める要件のいずれかに該当するものについて、ちば食べきりエコスタイル協力事業者として登録する。

- (1) 小盛り、ハーフサイズの設定など、利用者の要望に沿った量での提供
- (2) 食べ残した料理について、利用者から持ち帰りの要望があった場合の状況に応じた対応
- (3) 宴会等における食べきりの呼びかけなどの実施
- (4) ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- (5) 食料品の量り売り、ばら売りなどの実施
- (6) 利用者に対する食べきりの促進に関する情報提供
- (7) その他、食べきりの促進へつながる取組として県が認めるもの

4 登録手続等

- (1) ちば食べきりエコスタイル登録制度への参加を希望する事業者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を県に提出するものとする。
 - ア 氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）及び店舗の区分
 - イ ちば食べきりエコスタイル登録制度へ参加する店舗の名称及び所在地
 - ウ 要領3の（1）から（7）までの区分による取組内容
 - エ 問い合わせ先（所属部署の名称、電話番号等）